



第1回まちづくりモニター員アンケート結果について

保健師からの健康アドバイス

「結核」は過去の病気ではありません

TOPICS、暮らしの情報 ほか

表紙◎8/28 「和心ブラザーズ民謡コンサート」の様子 ※詳しくは広報見聞録をご覧ください



令和4年度第1回せたな町まちづくりモニターアンケート結果について

せたな町では、町民参加の協働のまちづくりを目指し、町民の皆さまの意見を、町政に反映するため、モニター員へアンケートを行っています。

8月に実施した第1回アンケート内容と結果を報告いたします。

今回は、「子どもの問題に対する認知度・意識について」アンケートを行いました。（該当のない設問の回答は省略しています。）



【問1】 あなたの年代を教えてください。

1.	20代以下	4人
2.	30代	3人
3.	40代	2人
4.	50代	2人
5.	60代	2人
6.	70代以上	3人

【問2】 世帯構成について、あなたの世帯の人数を記述してください。

1.	1人世帯	5人
2.	2人世帯	3人
3.	3人世帯	3人
4.	4人世帯	4人
5.	5人世帯	1人

【問3】 せたな町の好きなところ、誇れるところはどれですか。あてはまるものを3つ選んでください。（複数回答あり）

1.	まちに歴史や伝統が感じられる	5人
2.	自然環境が良い	13人
3.	保健・福祉サービスが充実している	4人
4.	文化・スポーツ施設が整っている	3人
5.	まちのイメージが良い	4人
6.	子育て・教育環境が良い	5人
7.	買い物に便利	3人
8.	防犯・防災の対策が良い	2人
9.	余暇を楽しむ場所が充実している	1人
10.	ボランティア活動が活発	2人
11.	住宅環境が良い	3人
12.	近所の人との協力が得やすい	6人
13.	行政のサービスが充実している	1人
14.	その他	0人

【問4】 せたな町の良くないところ、改善すべきところはどれですか。あてはまるものを3つ選んでください。（無回答あり）

1.	まちに歴史や伝統が感じられない	2人
2.	自然環境が良くない	0人
3.	保健・福祉サービスが不足している	4人

【問5-1】 「子どもの権利条約」では、以下のような子どもならではの権利を保障しています。現在、社会において守られていないと思うものをすべて選んでください。

1.	人種・性別・宗教・障がい・貧富の差・考え方などによって差別されないこと	12人
2.	子どもに関わる活動において、子どもが最善の利益が第一に考えられること	3人
3.	生きること・育つこと	5人
4.	子どもに影響を与えるすべての事柄について、自分の意見を自由に表すこと	3人
5.	子ども同士で集まったり、活動のためのグループを作ったりすること	2人
6.	親からの暴力やひどい扱いから守られること	13人
7.	医療・保健サービスを受けること	4人
8.	生活が難しい場合に、国からのお金などのサポートを受けること	6人
9.	心や体を十分に成長させていくような生活を送ること	7人
10.	教育を受けること	4人
11.	休んだり遊んだりすること	1人
12.	スポーツ・文化・芸術活動に参加すること	3人

「子どもの権利」について、おたずねします



13. 心や体に良くない危険な仕事や就学に支障をきたす仕事から守られること 3人
 14. 誰からも幸せを奪われないこと 5人
 15. 「子どもの権利条約」を知ること 5人
 16. わからない 1人
- 【問5-2】問5-1で選んだもののうち、特に守られていないと思うものを順に3つ選んでください。
1. 人種・性別・宗教・障がい・貧富の差・考え方などによって差別されないこと 19点
 2. 子どもに関わる活動において、子どもの最善の利益が第一に考えられること 3点
 3. 生きること・育つこと 5点
 4. 子どもに影響を与えるすべての事柄について、自分の意見を自由に表すこと 5点
 5. 子ども同士で集まったり、活動のためのグループを作ったりすること 1点
 6. 親からの暴力やひどい扱いから守られること 24点
 7. 医療・保健サービスを受けること 4点
 8. 生活が難しい場合に、国からのお金などのサポートを受けること 8点
 9. 心や体を十分に成長させていけるような生活を送ること 6点
 10. 教育を受けること 1点
 11. 休んだり遊んだりすること 0点

12. スポーツ・文化・芸術活動に参加すること 4点
 13. 心や体に良くない危険な仕事や就学に支障をきたす仕事から守られること 2点
 14. 誰からも幸せを奪われないこと 1点
 15. 「子どもの権利条約」を知ること 4点
 16. わからない 3点
- 【問6-1】「子どもの権利条約」で保障されている権利のうち、あなたが大切だと思うものをすべて選んでください。
1. 人種・性別・宗教・障がい・貧富の差・考え方などによって差別されないこと 12人
 2. 子どもに関わる活動において、子どもの最善の利益が第一に考えられること 5人
 3. 生きること・育つこと 8人
 4. 子どもに影響を与えるすべての事柄について、自分の意見を自由に表すこと 3人
 5. 子ども同士で集まったり、活動のためのグループを作ったりすること 1人
 6. 親からの暴力やひどい扱いから守られること 11人
 7. 医療・保健サービスを受けること 8人
 8. 生活が難しい場合に、国からのお金などのサポートを受けること 8人
 9. 心や体を十分に成長させていけるような生活を送ること 4人

10. 教育を受けること 5人
 11. 休んだり遊んだりすること 2人
 12. スポーツ・文化・芸術活動に参加すること 5人
 13. 心や体に良くない危険な仕事や就学に支障をきたす仕事から守られること 5人
 14. 誰からも幸せを奪われないこと 5人
 15. 「子どもの権利条約」を知ること 4人
 16. わからない 1人
- 【問6-2】問6-1で選んだもののうち、特に大切だと思うものを順に3つ選んでください。
1. 人種・性別・宗教・障がい・貧富の差・考え方などによって差別されないこと 21点
 2. 子どもに関わる活動において、子どもの最善の利益が第一に考えられること 3点
 3. 生きること・育つこと 14点
 4. 子どもに影響を与えるすべての事柄について、自分の意見を自由に表すこと 0点
 5. 子ども同士で集まったり、活動のためのグループを作ったりすること 0点
 6. 親からの暴力やひどい扱いから守られること 17点
 7. 医療・保健サービスを受けること 4点
 8. 生活が難しい場合に、国からのお金などのサポートを受けること 4点

9. 心や体を十分に成長させていけるような生活を送ること 6点
 10. 教育を受けること 2点
 11. 休んだり遊んだりすること 0点
 12. スポーツ・文化・芸術活動に参加すること 4点
 13. 心や体に良くない危険な仕事や就学に支障をきたす仕事から守られること 3点
 14. 誰からも幸せを奪われないこと 4点
 15. 「子どもの権利条約」を知ること 3点
 16. わからない 3点
- 「子どもの貧困」について、おたずねします
- 【問7】あなたは子どもの貧困について、身近に感じたことがありますか。
1. はい 6人
 2. いいえ 10人
- 【問8】問7で「1. はい」と答えただけにおたずねします。どのような場面を感じましたか。あてはまるものをすべて選んでください。（無回答あり）
1. 体の成長や季節に合った服装をしていない 1人
 2. 体や髪が清潔に保たれていない 4人
 3. 食事を抜く・栄養の偏った食事を頻繁にしている 2人
 4. 必要な学用品を持っていない 1人

5. 自宅に勉強できる場所がない・勉強を見てくれる人がいない 1人
 6. 経済的な理由で行事に参加できない 2人
 7. いじめを受けている、孤立している 1人
 8. 医療機関に連れて行ってもらえていない（病気・虫歯・予防接種） 0人
 9. 夜間、子どもだけで過ごしている 1人
 10. その他 1人
- 【問9】あなたは、子どもの貧困はどのようなところに影響が出ると思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。
1. 必要な食事がとれない、または偏った食事によって健康上のリスクが増える 8人
 2. 学習についていけない 8人
 3. 不登校や中退の原因になる 12人
 4. 暴力や養育放棄などの虐待のリスクが増える 8人
 5. 自己肯定感や自尊感情が低くなり、意欲が低下する 5人
 6. 心の状態が不安定になる 8人
 7. 周りが当たり前にやっていることができない、やったことがない（経験・体験不足） 8人
 8. いじめや孤立の原因になる 10人
 9. その他 0人
 10. 影響は出ない 0人
 11. わからない 1人



- 【問10】子どもの経験・体験活動を充実させるために、あなたはどのような取り組みが重要だと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。
1. 学童保育所などでの様々な体験活動 6人
 2. 中高生が自主的に活動できるような場の提供 8人
 3. スポーツ体験の場の提供 4人
 4. 料理をする力をつけられるような場の提供 0人
 5. 町内会の子ども会活動の活性化や参加者を増やす取り組み 4人
 6. 学校や家以外での学習の場の提供 6人
 7. 親以外の大人との交流の機会の提供 6人
 8. 地域の企業などと協力したイベント開催 5人
 9. 子どもの経験・体験活動の大切さを広めるための啓発活動 7人
 10. その他 1人
 11. わからない 1人

- 【問11-1】子どもの貧困対策のため、せたと町が行うものとしてどのような取り組みが重要だと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。
1. 学習支援（補習教室・無料塾・塾代の支援等） 10人
 2. 就学援助・入学準備金・育英資金等の教育資金の支援 10人
 3. 季節の行事、レクリエーション等の様々な体験活動（運動や読書活動を含む） 3人
 4. 料理をする力や健康を考えた食品を選ぶ力をつけるための食育の推進 2人
 5. 保護者が孤立せず、安心して子育てできるよう、相談・交流の場の充実 10人
 6. 保健師や相談員などの専門職員による養育困難家庭への支援 6人
 7. 発達に課題のある子どもや不安を抱えた家庭などに対する早期の支援 7人
 8. 円滑に小学校教育に移行できるよう、就学前教育の充実 6人
 9. 学ぶことや働くことについて考えるキャリア教育 3人
 10. 若年者の就労支援 3人
 11. 高校中途退学者の再チャレンジのための支援 3人
 12. 子ども食堂などの食を伴う居場所への支援 5人
 13. 乳幼児から高校生まで年齢に応じた子どもの居場所の充実 7人

- 【問11-2】問11-1で選んだもののうち、特に重要だと思うものを順に3つ選んでください。（1番3点、2番2点、3番1点）
1. 学習支援（補習教室・無料塾・塾代の支援等） 15点
 2. 就学援助・入学準備金・育英資金等の教育資金の支援 19点
 3. 季節の行事、レクリエーション等の様々な体験活動（運動や読書活動を含む） 3点
 4. 料理をする力や健康を考えた食品を選ぶ力をつけるための食育の推進 0点
 5. 保護者が孤立せず、安心して子育てできるよう、相談・交流の場の充実 14点
 6. 保健師や相談員などの専門職員による養育困難家庭への支援 10点
 7. 発達に課題のある子どもや不安を抱えた家庭などに対する早期の支援 5点
 8. 円滑に小学校教育に移行できるよう、就学前教育の充実 2点
 9. 学ぶことや働くことについて考えるキャリア教育 3点
 10. 若年者の就労支援 2点
 11. 高校中途退学者の再チャレンジのための支援 5点
14. 健康や性の相談ができる場の充実 4人
 15. その他 0人
 16. 町の対策は必要ない 0人
 17. わからない 1人

12. 子ども食堂などの食を伴う居場所への支援 3点
13. 乳幼児から高校生まで年齢に合った子どもの居場所の充実 6点
14. 健康や性の相談ができる場の充実 2点
15. その他 0点
16. 町の対策は必要ない 0点
17. わからない 3点

「ヤングケアラー」について、おたずねします

【問12】「ヤングケアラー」という言葉をこれまで聞いたことがありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

1. 聞いたことがあり、内容も知っている 6人
2. 聞いたことはあるがよく知らない 3人
3. 聞いたことはない 7人

【問13】問12で「1. 聞いたことがあり、内容も知っている」「2. 聞いたことはあるがよく知らない」と答えた方におたずねします。「ヤングケアラー」という言葉をどこで知りましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. テレビ 8人
2. 新聞 1人
3. 雑誌や本 0人
4. 国や町などの行政の広報誌 0人
5. 講演会やイベント 0人
6. インターネット 3人

7. SNS 2人
 8. 友人・知人から聞いた 1人
 9. その他 0人
- 【問14】身近に「ヤングケアラー」と思われる子どもはいますか、またはいましたか。
1. いる（いた） 0人
 2. いない 4人
 3. わからない 12人

【問15】問14で「1. いる（いた）」と答えた方におたずねします。「ヤングケアラー」と思われる子どもについて気になっている（気になっていた）ことはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

該当回答なし

【問16】問14「1. いる（いた）」と答えた方におたずねします。「ヤングケアラー」と思われる子について、関係機関に相談したことがありますか。

該当回答なし

【問17】問16で「1. ある」と答えた方におたずねします。相談先はどこですか。あてはまるものをすべて選んで下さい。

該当回答なし

【問18】問16で「2. ない」と答えた方におたずねします。相談しなかった理由を教えてください。あなたの考えに近いものを1つだけ選んでください。

該当回答なし

【問19-1】「ヤングケアラー」と思われる子どもがいる場合、どのような仕組みや取り組みがあると相談しやすい環境づくりにつながると思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 「ヤングケアラー」専用の相談窓口があること 9人
2. 学校に相談窓口があること 5人
3. 役場などの行政機関に相談窓口があること 5人
4. 学校や役場以外の行政機関に相談窓口があること 4人
5. 対面での相談が可能であること 4人
6. 電話・メール・SNSでの相談が可能であること 9人
7. 24時間いつでも相談が可能であること 8人
8. 相談する際の手順や判断基準がわかりやすいこと 6人
9. 相談がどのような支援につながるかわかりやすいこと 7人
10. 「ヤングケアラー」の支援に関する法律や条例があること 5人
11. その他 0人

【問19-2】問19-1で選んだもののうち、特に重要だと思うものを順に3つ選んでください。（無回答あり）

1. 「ヤングケアラー」専用の相談窓口があること 12点
2. 学校に相談窓口があること 3点
3. 役場などの行政機関に相談窓口があること 10点

4. 学校や役場以外の行政機関に相談窓口があること 4点
5. 対面での相談が可能であること 7点
6. 電話・メール・SNSでの相談が可能であること 13点
7. 24時間いつでも相談が可能であること 9点
8. 相談する際の手順や判断基準がわかりやすいこと 6点
9. 相談がどのような支援につながるかわかりやすいこと 9点
10. 「ヤングケアラー」の支援に関する法律や条例があること 8点
11. その他 0点



「児童虐待」について、おたずねします

【問20】児童虐待には、4つの種類があります。知っているものをすべて選んでください。

1. 身体的虐待 14人
2. 心理的虐待 13人
3. ネグレクト 8人
4. 性的虐待 13人
5. どれも知らない 2人

【問21】次の中からあなたが児童虐待と感ずるものをすべて選んでください。

1. しつけと言ひ、罰として子どもをひどく叩く 12人
2. 子どもの面前で激しい夫婦喧嘩をする 8人
3. 子どもの服装が毎日同じで不潔である 11人
4. 子どもにきちんとした食事を与えていない 14人
5. 性的描写が掲載されている雑誌を子どもに見せる 7人
6. 兄弟姉妹間で子どもを著しく差別して扱う 14人
7. 1〜6まで、すべて児童虐待とは感じない 0人

【問22】児童虐待と思われる家庭を知ったとき、あなたならどうしますか。あなたの考えに近いものを1つ選んでください。（多数回答あり）

1. 役場に連絡する 5人
2. 児童相談所に連絡する 4人

3. 警察に連絡する 2人
4. 近隣住民に相談する 0人
5. 連絡せず様子を見る 1人
6. 気にはなるが何もしない 0人
7. その状況にならないとわからない 5人

【問23】問22で「5. 連絡せず様子を見る」6. 気にはなるが何もしない」と答えた方におたずねします。その理由は何ですか。あなたの考えに近いものを1つ選んでください。

1. 虐待かどうか確信が持てない 1人
2. 連絡して間違っていたら自分に不利があるかもしれない 0人
3. 自分が連絡したことが、本人や周囲に分かってしまうかもしれない 0人
4. 連絡先を知らない 0人
5. その他 0人

【問24】児童虐待から子どもを守るためにあなたができると思うことは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 新聞やテレビなどから児童虐待に関する知識を得る 8人
2. 近隣の子どもや保護者にあいさつをするなど、地域の子どもの様子に気をつける 9人
3. 子育てに悩んでいる人に相談窓口を紹介する 4人
4. 児童虐待の通報・相談先の電話番号を控えておき、もしもの時の通報・相談に備える 7人

5. 児童虐待を受けたと思われる子どもを見たり、聞いたたりしたら、その子どもに直接声をかける 4人

6. 役場などが開催する児童虐待防止の研修会等に参加する 2人
7. その他 1人

【問25-1】児童虐待から子どもを守るため、せたな町は、今後どのような取り組みを行う必要があると思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 役場や児童相談所など、児童虐待の相談窓口の周知 9人
2. 職員の相談技能の向上 5人
3. 保育所、こども園、学校職員による見守り、通報・相談の強化 12人
4. 学校における児童虐待防止の教育 6人
5. 警察による児童虐待事案の介入の強化 7人
6. 子育てに悩む保護者への子育て支援施策の充実と周知 11人
7. 民生委員（児童委員）、町内会などによる地域の声かけ運動 8人
8. 子育てに関する知識や助言が得られるセミナー、講習会等の実施 5人
9. その他 0人

【問25-2】問25-1で選んだもののうち、特に必要だと思うものを順に3つ選んでください。（1番3点、2番2点、3番1点）

1. 役場や児童相談所など、児童虐待の相談窓口の周知 19点
2. 職員の相談技能の向上 8点
3. 保育所、こども園、学校職員による見守り、通報・相談の強化 17点
4. 学校における児童虐待防止の教育 12点
5. 警察による児童虐待事案の介入の強化 6点
6. 子育てに悩む保護者への子育て支援施策の充実と周知 16点
7. 民生委員（児童委員）、町内会などによる地域の声かけ運動 7点
8. 子育てに関する知識や助言が得られるセミナー、講習会等の実施 2点
9. その他 0点



「こどもの相談窓口・子育て相談窓口」について、おたずねします

【問26】子育てに関する情報をどこで入手していますか。又は主な入手先はどこだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 親族（親・兄弟姉妹など） 7人
2. 知人・友人 6人
3. 子育てに関するサークルなどの仲間 1人
4. 役場など 1人
5. 保育所・こども園 5人
6. 学校 6人
7. 病院や診療所などの医療機関 1人
8. 町の広報やパンフレット 2人
9. テレビ・ラジオ・新聞 3人
10. インターネット 6人
11. その他 0人
12. わからない 3人



【問27】子どもや子育て世帯が抱える困難には、どのようなものがあると感じますか。あなたの考えに近いものをすべて選んでください。

1. 保護者が経済的な問題を抱えている 9人
 2. 保護者が子どもとの接し方・育て方に不安を感じている 4人
 3. 保護者に相談相手がない 9人
 4. 保護者同士で気楽に話せる相手がない 10人
 5. 保護者が自分だけの時間をとりにくい 7人
 6. 子育て支援サービスの情報を知らない 3人
 7. 子どもが一人でいることが多い 3人
 8. その他 0人
 9. わからない 1人
- 【問28】子どもを持つにあたって、又は、子どもを持つとしたら、あなたが心配・不安だと感じることを、感じたことは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。
1. 出産費用 3人
 2. 育児・養育費用 12人
 3. 仕事への影響 8人
 4. 育児のための住居環境 2人
 5. 子どもの教育方針 4人
 6. 子どもとのコミュニケーション 4人
 7. 母体の健康状況 4人
 8. 出産時の痛み 2人
 9. パートナーの育児協力 11人
 10. パートナー以外の家族の育児支援 3人

【問29】子どもが不安や悩みについて相談する場合、相談しやすいと思う人は誰だと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 家族、親戚 12人
2. 知人、友人 9人
3. 学校の先生 9人
4. 役場の保健師 2人
5. 医者 1人
6. 民生委員児童委員 1人
7. 人権擁護委員 1人
8. その他 2人

【問30】あなたが子育て中の不安や悩みについて相談するとしたら、相談しやすいと思う人は誰だと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 配偶者（妻や夫） 10人
2. 祖父母などの親族 5人
3. 友人や知人 10人
4. 近所の人 0人
5. 子育て支援センターなどのスタッフ 2人
6. 保健師 2人
7. 保育所やこども園、学校の先生 7人
8. 民生委員・児童委員、主任児童委員 0人

【問31】身近に気になる子どもがいた場合、相談するとしたら最も行きやすい場所はどこですか。あてはまるものを選んでください。（複数回答可）。

1. 町役場の保健師 7人
2. 保健所（北海道）の保健師 0人
3. 児童相談所 4人
4. 専用電話相談窓口 4人
5. 保育所、こども園、学校 7人
6. 警察 2人
7. 病院 0人
8. その他 0人

【問32】子どもについて、相談に行きやすい相談窓口のイメージはどれですか。あなたのイメージに近いものを選んでください。（複数回答可）。

1. 個室対応しているところ 6人
2. 子育て中の方が集えるコミュニケーション 9人
3. 経験豊富な相談員がいるところ 11人
4. 子どもの教育から就労支援までワンストップサービスで相談できるところ 5人
5. 24時間相談できるところ 6人
6. その他 1人

【問33】子どもや子育て世帯を支援するために、せたな町はどのような取り組みを充実させるべきだと思いますか。あてはまるものを3つ選んでください。

1. 保育料や高校・大学等の教育費の負担の軽減 6人
2. 子育てと就業との両立の大切さの職場への啓発 4人
3. 男性の家事・育児に関する意識づくり 1人
4. 集う場など低年齢の子どもと保護者が一緒に過ごせる居場所の充実 3人
5. 地域で子育てを支える住民参加の機会の提供 0人
6. 保育所・こども園の充実 3人
7. 保育サービス（病児保育、一時預かり、学童保育所など）の充実 7人
8. 子どもが安心して遊べる児童館や公園等の整備 4人
9. 子どもの体験活動の機会の提供 1人
10. 母子保健対策の充実 2人
11. 不妊治療に関する支援体制の整備 1人
12. 妊娠・出産・子育てについての不安や悩みの相談体制の充実 3人
13. 学習の支援体制の充実 2人
14. いじめや引きこもりを防止するための対策や啓発 4人
15. 児童虐待を防止するための対策や啓発 3人

16. 非行防止など子どもが健全に育つための対策 1人
17. 乳幼児連れでも活動しやすい公共的施設等の整備 3人
18. その他 0人
19. 特にない 0人

自由意見

【子ども・子育てについて】

- 病児保育があると良い。どうしても仕事を休めない時、頼りになる。
- 妊娠したことを素直に喜べる環境、出産後に様々な支援が受けられる安心材料、子どもの発達問題を解決できる職員の配置、就学に対する経済的な負担の軽減、幼児から診療可能な小児科等は必須と考える。
- 病院の先生には相談しづらいことも聞いてくれる職員や子育てを経験した、または育児中の方と繋げていくシステムがあればいいと思う。
- 夫の職場からの配慮とともに家事を担ってくれる人がいれば、話し相手ができ、休む時間もできて良いのではないか。
- 小児科は町外まで行かなければならない。移動手段を持っていない方の場合、子どもを連れて公共交通機関で移動することは極めて難しいと思う。こんなご時世だからこそ、子どもに何かあった時に診てくれる小児科医は必要不可欠と考える。
- 子どもが引きこもりの時、学校以外で相談できる場所を知っているともう少し早く解決できたと思う。

- 子どもが小さいと出かける時、大荷物になり、大変な思いをした。町の行事に参加したくても面倒で家での子育てが多かった。手ぶらキャンプみたいにも何も持たず、身一つで参加できる行事があると良いと思う。
- 子どもに夢を、子どもの目的を大事に自由をあたえる。上から目線はダメ。なんでも言い合える組織。
- 大変難しい。妻と夫は違う人間、だけど歩み寄りも必要ですね。

【せたな町の行政全般について】

- 何も努力しなく生活保護をもらうことが当たり前と思っている人がいるということ。
- 先日の大雨災害での防災システムに不安を感じた。一級河川が流れるせたな町においても、改めて防災計画を練り直す必要があるのではないかと。職員だけでは手が足りず対応できない場合には消防団にお願いしたり、防災に特化した職員を町民から募集するのも良いかもしれない。
- 役場職員の方々の対応がとても良いように感じる。手続きや相談で訪れた不安な町民も職員の方の優しい対応で顔がほころぶ場面を見たことがある。転入してきたばかりだが、親切に教え案内してくださり、臨機応変に対応もしていただいてとても助かった。今後とも親切・丁寧な対応を継続してほしい。
- 子育て世代や主婦でも働ける場所の確保や清潔な住宅の整備、教育現場の設備投資、資格取得支援などを少しずつ行うことで比較的若い人達も住み続けやすくなるのではないかと。

- 幼児から遊べる遊具や小さめ便器のキレイなトイレがある公園を整備すると、市街地に住む親子も郊外に住む町民も集いやすくなる。SNSで拡散したり、ママじゃらんなどの子育て雑誌に掲載すると、町外からも遊びに来てくれると思う。
- せたな町の自然を生かしてテレワークができる場所の創設なども人口増加に繋がり、税収アップに結びつくと思う。

- 先日、北檜山中学校グランド野球場、陸上グランドを拝見して子ども達は自由に生き生きとし、環境に恵まれた場所があることを感じた。大いにこのグランドを利用したら。子どもだけでなく、大人も必要では。
- せたな町の人口減少につき、議会議員の定数削減提案する。
- ふれあい市場がしばらく開催されていない。手数料を無料にしたら、いろんな業種が参加し、多数来るかと思う。検討してみたいが。

◆アンケートへのご協力ありがとうございました。
 あなたもまちづくりモニターになりませんか。
 まちづくりモニター制度については、本庁まちづくり推進課広報統計係（☎0137・84・5111）へお問い合わせください。

空室あります！

町営住宅等の入居者募集



申込期間：9月22日（木）～10月6日（木）

□町営住宅

団地名	地区	住宅番号	建設年度	面積	型別	家賃の額
徳島団地	北檜山	2-16(2階)	H 14	79.99 m ²	3 LDK	25,300 ～ 37,700 円
川沿団地	"	3-360(1階)	H 6	59.26 m ²	2 LDK	18,200 ～ 27,100 円
豊岡高台団地	"	B-29	S 39	33.03 m ²	2 DK	2,500 ～ 3,800 円
役場前A団地	大成	41	H 4	64.62 m ²	3 LDK	15,400 ～ 23,000 円
みやこの丘団地	"	12-104	H 12	64.17 m ²	2 LDK	18,600 ～ 27,800 円
みやこの丘団地	"	17-201	H 17	73.45 m ²	3 LDK	21,800 ～ 32,400 円
下宮野団地	"	186	H 3	60.52 m ²	3 LDK	13,300 ～ 19,800 円
あかしや団地	"	6-202	H 6	73.20 m ²	3 LDK	18,700 ～ 27,800 円
"	"	48-06	S 48	43.00 m ²	2 DK	5,600 ～ 8,300 円

□特定公共賃貸住宅

団地名	地区	住宅番号	建設年度	面積	型別	家賃の額
みやこの丘団地	大成	12-204	H 12	51.01 m ²	1 LDK	26,000 ～ 35,000 円

□定住促進住宅

団地名	地区	住宅番号	建設年度	面積	型別	家賃の額
コーポこんぴら	瀬棚	4号室	H 8	59.91 m ²	2 LDK	43,000 円

※入居資格や提出書類については、町のホームページまたは担当にお問い合わせ下さい。

申込先 本庁建設水道課住宅係
大成支所産業建設係
瀬棚支所産業建設係

☎ 0137-84-5114(直通)
☎ 01398-4-5511
☎ 0137-87-3311

法テラス

八雲通信

調停100周年

法テラス 八雲法律事務所

弁護士 塚本 恒
(函館弁護士会所属)

■裁判所では訴訟だけでなく調停も扱っていることはご存知でしょうか。離婚調停などで名前は聞いたことがある方も多いのではないかと思います。しかし、どのようなことが行われているのか知っている人は少ないのではないのでしょうか。

■調停には、家庭裁判所で行われる家事調停と簡易裁判所で行われる民事調停があります。家庭に関する事柄が家事調停、その他一般の事柄が民事調停という振り分けになっています。家庭裁判所の出張所も簡易裁判所も、どちらも全国津々浦々にあり利用しやすいのも特徴です。地方裁判所となると函館まで行かなければなりません。家庭裁判所と簡易裁判所であれば、八雲町に、函館家庭裁判所八雲出張所と八雲簡易裁判所があります。

■どちらの調停も、調停委員が間に入って、交互に話しを聞いていくって、話がまとまれば調停が成立するという基本構造には変わりありません。両者ともに成立した調停の内容は判決と同等の効力を持つており、約束どおりに支払われなければ強制執行もできます。また、両者ともに、背後には調停委員からの報告を受けて指示を行っている裁判官がいるという点も共通です。申立書に記載する内容も簡単なものですし、手数料

も安く、申立てのハードルは低いものとなっています。

■家事調停から紹介しますと、離婚調停や遺産分割調停が代表例です。特徴は家庭裁判所調査官という役割の人が関与することがあることで、心理学や教育学の専門的な調査の結果が反映されるという特徴があります。

■民事調停は関口が広く、民事上の紛争でしたら何でも扱うことができます。

■さて、今年は日本で調停制度が始まってから100年となる節目の年となります。お悩み事の解決の手段として、一つ覚えておくことが有益ではないかと思えます。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施しておりますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(050-3383-8366)」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(050-3383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

「結核」は過去の病気ではありません



皆さんは「結核」は昔の病気と思っていませんか。

「結核（けっかく）」と聞くと昔の人がかかった肺の病気、「不治の病」といわれていたけど、今の日本ではかかることが無くなったというイメージがありませんか。

しかし、近年でも時折、芸能人がかかったというニュースを見たことがあると思います。

皆さんもBCG予防接種を受けたことがあると思いますが、結核は過去の病気ではなく、今も続く「現代の病気」です。

○結核の主な症状

- ・痰のからむ咳
- ・微熱
- ・体のだるさが2週間以上続く

○こんな症状にも注意

- ・体重減少
- ・食欲低下
- ・寝汗をよくかく

等

◆結核とはどんな病気？

結核とは結核菌という細菌が体の中に入り増えることによって、主に肺に炎症が起る病気です。

肺が侵された場合、「咳」や「痰」「発熱」といった風邪に似た初期症状で始まります。症状が重くなると肺が破壊されていき、呼吸する力が低下します。

また、肺以外の臓器が侵されることもあり、腎臓、リンパ節、骨、脳など体のあらゆる部分に影響が及ぶことがあります。しかし、高齢になれば、咳や痰などの自覚症状も乏しくなり、すぐに見つけられない場合があります。



◆結核は人にうつるの？

結核は空気感染で菌を出している結核患者さんの咳やくしゃみのしぶきと一緒に菌が飛び散り、それを吸い込むことで人から人へうつります。

結核菌を吸い込んでも必ず「感染」するわけではなく、多くの場合、抵抗力により、体の外へ追い出されます。

また、感染しても全ての人が発病するわけではなく、免疫の働きによって結核菌を抑え込むことができます。しかし、免疫力が落ちると、抑え込まれていた結核菌が活動し、発病することがあります。

「発病」とは感染した後、結核菌が活動を始め、菌が増殖して体の組織を侵していくことです。

ただし、「発病」しても菌が空気中に吐き出されなければ、他の人に感染させる心配はありません。



今月の担当
安藤 麗香です

P 11の答え Q 1：目 Q 2：足 Q 3：顔 Q 4：骨 Q 5：血 Q 6：心

◆日本の状況

日本では今でも1日に35人の新しい患者が発生し、5人が亡くなっています。また、約8割が肺が侵される「肺結核」です。

人口10万人に対し、患者が9・2人と「結核低まん延国」となりましたが、他の先進国と比べるとその率はまだ高いです。

免疫力が低下した方が発病しやすい、特に高齢者や外国で生まれた方の結核患者が大きな課題となっています。また、コロナ禍で健康診断や病院受診を控える人もおり、全体的に結核患者の発見が遅れているという報告もあります。

○日本の主な結核患者

■高齢者

結核を発症した人の約4割が80歳以上です。

■外国で生まれた方

結核を発症した人の約1割が外国で生まれた方で20〜29歳では7割が外国で生まれた方です。

◆結核の治療

結核と診断されても、薬を6か月〜9か月間、しっかりと飲めば治ります。「症状もないし…」と自己判断で服薬を止めてしまうと、結核菌が抵抗力をつけてしまい、薬が効かない菌になる可能性があるため、治療が確実に行われるように医療機関と保健所が協力して完治まで服薬を見守っています。

◆免疫力アップと定期健診

菌が体内に残ることがありますが、多くの場合、免疫によって封じ込められ、発病しません。

また、感染後してから数年〜数十年後に結核を発病することもあります。どういう理由で結核菌が増え始めて発病するのかは、まだよくわかっていません。

免疫力が弱まっているときに、結核菌が再び活動を始め、発病しやすい状態と考えられています。

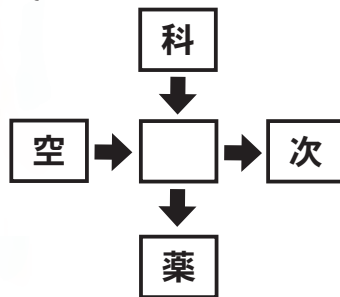
免疫力を高めるためにも「十分な睡眠」「バランスの良い食事」「禁煙」「適度な運動」を心がけ、毎年、胸部X線検査を受けて早期発見に努めましょう。

保健師からの伝言

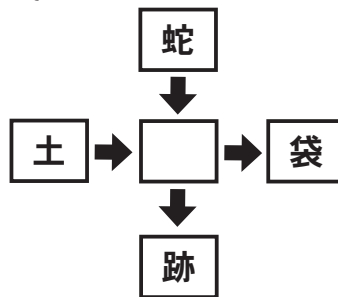
★ちょっと頭の体操クイズ★

真ん中に入る漢字がわかりますか？

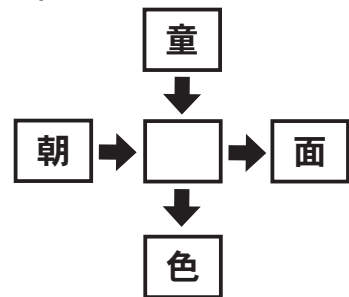
Q 1



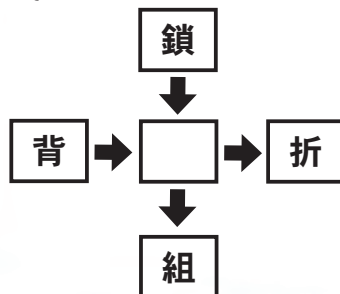
Q 2



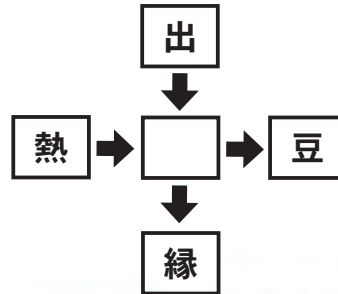
Q 3



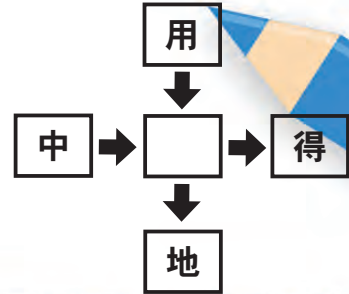
Q 4



Q 5



Q 6



健診申込・健康相談などは
各保健師まで

- せたな町健康センター
- 瀬棚支所
- 大成支所

☎0137-84-5984(直通)
☎0137-87-3311
☎01398-4-5511

（仮称）島牧沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書の公表について（公告）

環境影響評価法に基づき、（仮称）島牧沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書（以下、配慮書）の公表について、次のとおりお知らせします。

■事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 コスモエコパワー株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 野地 雅禎
主たる事務所の所在地 東京都品川区大崎 1-6-1 TOC 大崎ビルディング

■対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称：（仮称）島牧沖洋上風力発電事業
対象事業の種類：風力（洋上）
対象事業の規模：最大 1,000,000kW（単基出力 10,000～20,000kW 程度×最大 100 基（単機出力 10,000kW の場合））

■事業実施想定区域

北海道島牧郡島牧村沖の海域

■配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧の場所：北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課、檜山振興局保健環境部環境生活課、
島牧村役場 1 階ロビー、せたな町役場 2 階まちづくり推進課・大成支所・瀬棚支所、
黒松内町役場コミュニティ防災センター、寿都町役場 1 階施設課
縦覧の期間：2022 年 9 月 27 日（火）～ 10 月 26 日（水）（各施設の開庁日・時間に準ずる）
電子縦覧：<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/>

■意見書の提出について

配慮書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書に、住所・氏名・意見を日本語でご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函、もしくは、2022 年 10 月 26 日（水）までに下記の問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）またはメールにて送付ください。意見書については、上記のウェブページからもダウンロード出来ます。

■意見書の郵送先及びお問い合わせ先

コスモエコパワー株式会社 洋上風力開発部
〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1 TOC 大崎ビルディング
☎ 03 - 6371 - 5072 メール：offshore-wind-dev@eco-power.co.jp 担当：徳永・新井



パートさん募集

仕事内容：水産加工員（ホタテなどの加工等）
時 給：940 円

※未経験者大歓迎♪ 詳細は下記までお問い合わせください。

（株）東京食品せたな工場

住 所：北檜山区豊岡 61-1
連絡先：0137-84-2202



（有料広告）

鈴木北海道知事が大雨被害視察のため来町

8月15～16日の大雨によるせたな町内の被害状況を確認するため、8月27日（土）、鈴木北海道知事が来町しました。

町道若松小川線の路肩決壊箇所を視察し、被害の大きさに驚いた鈴木知事から「北海道として全面的なバックアップをする」と心強い言葉をいただきました。

今回の大雨被害は国の激甚災害に指定される予定です。



名誉町民 中村秀夫氏から寄附がありました

8月22日（月）、名誉町民である上尾中央医科グループ会長 中村秀夫氏からせたな町へ100万円の寄附がありました。

進学を望む子どもたちのために役立ててほしいと寄附されたもので、医療職等の養成のために活用されます。



瀬棚郵便局で特殊詐欺被害防止訓練

8月24日（水）、瀬棚郵便局において、特殊詐欺被害防止声かけ訓練が実施されました。

当日は、ＡＴＭ利用者が特殊詐欺に遭っていることを想定して行われました。

携帯電話で通話しながらＡＴＭを操作している客に郵便局員が声をかけ、「午後３時半までに払うと30万円で済むが、過ぎると100万円払わなければならない。振り込めなければ、他の金融機関に行く」と言う利用者にチラシやチェックシートを使って、特殊詐欺だと認識してもらうための訓練をしました。



北檜山剣道連盟が中学女子団体の部で準優勝

9月4日（日）、北斗市立浜分中学校体育館において「第50回渡島檜山小中学生剣道大会」が開催され、北檜山剣道連盟が中学生女子団体の部（3人制）において、準優勝の成績をおさめました。

7チームが出場した予選リーグを勝ち上がり、決勝戦では0対1（1敗2引き分け）と惜しくも負けてしまいましたが、決勝トーナメントでは全試合が接戦であり、白熱した試合を繰り広げました。



陸上自衛隊 高等工科学校募集案内

応募資格	●推薦受験 中卒（見込含）17歳未満の男子かつ学校長の推薦必要 ●一般受験 中卒（見込含）17歳未満の男子
受付期間	●推薦受験：令和4年10月1日（土）～令和4年12月2日（金） ●一般受験：令和4年10月1日（土）～令和5年1月6日（金）
試験科目	口述試験、筆記試験（作文を含む。）及び身体検査
試験日程	●推薦受験：令和5年1月5日（木）～7日（土）までの間で希望する1日 ●一般受験 1次：令和5年1月14日（土）又は15日（日） 2次：令和5年1月26日（木）～1月29日（日）までの間で希望する1日
合格発表	●推薦受験：令和5年1月13日（金） ●一般受験 1次：令和5年1月20日（金） 2次：令和5年2月9日（木）
入学時期	令和5年4月上旬

※詳しくは、こちらまでお問合せ下さい

自衛隊函館地方協力本部今金地域事務所 所長 佐野 晃一 携帯電話 080 - 4405 - 9194

第32回公証週間のお知らせ

「未来への約束を、公正証書が守ります」
10月1日から10月7日までは公証週間です。

遺言、任意後見契約、尊厳死宣言、養育費・慰謝料支払契約、賃貸借契約、金銭貸付契約など大切な証書や契約は、安心・確実な公正証書で

日本公証人連合会では、上記期間中、電話無料相談を開設しています。

電話番号 03 - 3502 - 8239（代表）

相談時間 午前9時30分～正午

午後1時～午後4時30分

問い合わせ先

函館公証人合同役場 ☎（0138）22 - 5661

ハロウィンジャンボ5億円

（1等3億円・前後賞各1億円合わせて）

ハロウィンジャンボミニ5千万円

（1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて）

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



各1枚 300円

9月21日（水）2種類同時発売!

発売期間 9/21（水）～10/21（金）

公益財団法人北海道市町村振興協会

コリドール交流情報館

「行ってみよう!」となりまち

●長万部町 町民センター「鉄道村」

かつて長万部町は鉄道の街として栄え、その当時の思い出として「見て、触れて、動かせる」鉄道グッズを展示しております。また町民センター内の「郷土資料室」では1669年のアイヌシャクシャインの戦いから現代までの歩みをたどる多くの民族文化財や埋蔵文化財が展示されています。

■場所／長万部町字長万部413番地12

■時間／午前10時～午後4時

■入館料／無料

■休館日／毎週月曜日、祝日の翌日、年末年始

■開始時間／長万部町教育委員会社会教育課 ☎01377・22748

●八雲町八雲地域 はびあ八雲産直市開催!

八雲町で採れた新鮮・安全・安心な野菜などを販売します。マスク着用、手指消毒、体温確認、会場内飲食禁止など感染症対策を講じたうえでの販売となりますのでご協力ください。

■日時／10月8日（土）、10月22日（土） 午前11時30分～

■場所／はびあ八雲（八雲町本町110番地1）

■八雲商工会 ☎0137・632525

●八雲町熊石地域 熊石海洋深層水を分水水中!

海洋深層水の分水は、熊石漁港内の熊石海洋深層水総合交流施設で行っており、ポリタンクやベクトルボットなどの小口分水と車両に積載された大型タンクへの大口分水の2種類の分水施設があります。さまざまな効果が期待されていますので、ぜひお試しください。なお、冬期間（12月～3月）については、小口販売機の営業が平日のみとなります。

■料金／小口分水 一般用（20リットル）100円、業務用（10リットル）620円、大口分水 一般用（1リットル）620円、業務用（1リットル）620円

■熊石海洋深層水総合交流施設 ☎01398・22300

●今金町 クアプラザピリカ温泉情報

森に面した露天風呂は眺めをさえぎるも



漁船の海難防止について

漁船の海難は衝突、乗揚げ、転覆が多く、その主な原因は見張り不十分、慣れによる油断、気象海象の確認不足です。

次のことに注意して安全運航、安全操業を心掛けましょう。

- ①操業が終わり帰港する際は気が緩みがちになります。
居眠りに十分注意し、見張りを確実にし衝突や乗揚げを防止しましょう。
- ②最新の気象海象情報を入手し無理のない操業を心掛けましょう。
- ③大切な命を守るため、ライフジャケットを常時、正しく着用しましょう。
海中転落した場合、ライフジャケットを正しく着用していれば救助される可能性が格段に高まります。
また、膨張式救命胴衣は、着用前にメンテナンスを確実に実施しましょう。
- ④漁に出る際には、防水パックに入れた携帯電話を持つなどして連絡手段を確保しましょう。



海のもしものは、「118 番」

問い合わせ先

瀬棚海上保安署 ☎ (0137) 87 - 2634

インボイス制度・発行登録説明会を開催しています！

令和 5 年 10 月 1 日から始まるインボイス制度。消費税の仕入税額控除を適用するため、登録番号の取得から始まり、売手・買手お互いの立場での準備が必要となりますので、お早目のご対応をお勧めしています。

八雲税務署では、次のとおり制度及び登録に関する説明会を行います。参加ご希望の方は、事前に電話でお申込ください。

○説明会開催日時

- ・ 令和 4 年 10 月 17 日（月） 10 時 00 分～ 11 時 30 分
- ・ 令和 4 年 11 月 18 日（金） 10 時 00 分～ 11 時 30 分
- ・ 令和 4 年 12 月 13 日（火） 10 時 00 分～ 11 時 30 分

問い合わせ先

八雲税務署 ☎ (0137) 63 - 2148

※自動音声流れますので「2」を選択してください。

●**せたな町**
『真駒内ダム公園・キャンプ場』
 営業終了間近！10月29日終了です
 一級河川「後志利別川」の支流の一つ、真駒内川流域にある「真駒内ダム」に隣接した花と緑と水に囲まれた自然豊かなキャンプ場。イワナ・ヤマメなどの渓流釣りもでき、バードウォッチングや昆虫採集の自然観察なども楽しめる。
 ■場所／北檜山区松岡158番地1
 ■入場料／小中学生110円、高校生以上210円
 ■宿泊料金（カーサイト）1サイト1泊1040円、「フリーテント」1張1泊520円
 ●**せたな町役場まちづくり推進課** ☎ 0137・84・5111

●**立象山公園**
 営業終了間近！10月23日終了です
 『せたな青少年旅行村』の立象山公園は、せたな青少年旅行村のケビンとパンガロは10月15日宿泊まで、フリーテントは10月23日チェックアウトで終了のします。パンガロや持込テントサイトのほか、ケビンには、キッチン、ガスコンロ、水洗トイレ、冷蔵庫、テレビ、暖房器具などの設備があり、バリアフリー棟もご用意しています。
 ■場所／瀬棚区西大里11番地
 ■入場料／小中学生210円、高校生以上420円※公園の利用は無料です。
 ■宿泊料金／「フリーテント」1張1泊840円、「ケビンA（約6人用）」1棟1泊10470円、「ケビンB（約4人用）」1棟1泊7340円、「パンガロ」1棟1泊2090円
 ●**せたな青少年旅行村管理棟** ☎ 0137・87・3819

のがなく、自然豊かな景色を満喫できる。鳥や虫の声、木々の香りといった山の息吹を感じつつ長風呂を楽しむことができます。毎月26日は「風呂の日」で、日帰り入浴が半額になります。
 ■料金／大人550円、小人200円
 ■時間／正午～午後10時（最終受付午後9時）
 ※詳細は左記までお問合せください。また、お問い合わせは11月7日（月）～11月11日（金）の5日間は、「館内施設メンテナンス」のため、全館休館となります。☎ アブラザピリカ ☎ 0137・83・7111



忘れないで納期限

- 固定資産税【第3期】
- 国民健康保険税【第3期】

納期限は
9月30日(金)です
忘れずに納めましょう

ご相談ください

函館弁護士会による 法律相談のお知らせ

せたな町で月1回法律相談所を開設しております。金銭関係や不動産関係、家事関係など法律上の問題でお困りの方はぜひご相談ください。

なお、相談をご希望の方は、予約制・先着順となっておりますので、事前に函館弁護士会までご連絡ください。(相談無料)

- 日時(10月・11月分)
 - ・10月14日(金)
 - ・11月11日(金)
 - 実施時間/13時～16時
 - 相談件数/6件
 - 場所/ふれあいプラザ
- 問 函館弁護士会
☎0138・41・0232

ご相談ください

心の健康相談の実施 について

令和4年度北海道八雲保健所精神保健専門相談を実施します。心の健康相談をご希望の方は、ぜひご利用ください。

※相談は、全て事前の申し込み(実施日の前の週の金曜日まで)が必要となります。

ご利用ください

裁判所出張手続案内 のお知らせ

函館地方・家庭裁判所から職員が出張し住民の皆さんを対象とした手続案内を行います。(相談無料・予約制)

- 日時
10月20日(木) 13時～16時

●場所/瀬棚総合福祉センターやすらぎ館

- 予約方法
10月13日(木)までに函館地方裁判所総務課まで電話でお申込みください。
- 問 函館地方裁判所
☎0138・38・2372

ご相談ください

法律・登記の無料相談会のお知らせ

相続・贈与・売買・会社設立・債務整理・成年後見など、心配ごとについてご相談ください。

(相談無料・予約制)

- 日時
10月12日(水) 10時～12時
 - 予約締切
10月7日(金)
 - 先着4名まで
 - 場所/ふれあいプラザ
- 問 担当相談員
司法書士 森 奈津美
役場総務課総務係
☎0138・84・5111

ご相談ください

行政相談のお知らせ

行政相談週間(10月17日～23日)にちなんで、次のとおり特設行政相談所を開設します。

毎日の暮らしの中で、国の役所や特殊法人などが行っている仕事に関して困っていること、納得できないこと、意見をお持ちの方はお気軽においでください。

相談は無料。秘密は守られます。

【相談内容】

年金、老人保健・福祉、道路、登記、郵便、消費者保護、雇用保険、役所の窓口サービスなど

【特設行政相談所】

- 行政相談委員 森 奈津美
10月12日(水) 10時～12時
- ふれあいプラザ(北檜山区)
10月12日(水) 13時～15時
- やすらぎ館(瀬棚区)
行政相談委員 朝倉 満
10月20日(木) 13時～15時

●大成支所(大成区)
※予約は必要ありません。10月12日のふれあいプラザの行政相談は「法律・登記の無料相談会」と同じ会場で行われます。



お知らせします

10月は不正軽油防止 強化月間です

北海道では10月を「不正軽油防止強化月間」に設定し、不正軽油の撲滅に向けた取組を強化しています。

不審な軽油の売り込み、灯油や重油をトラックの燃料に使っているなど、不正軽油に関する情報がありましたらご連絡ください。

☎不正軽油ストップ110番
0800・8002・1110

(通話料無料)

※不正軽油とは、軽油取引税を脱税するために、軽油に灯油や重油を混和するなどした燃料油のことです。

ふるさと応援寄附金

8月1日から8月31日受付分
合計425件
6,174千円

◎お詫び

先月発行の広報せたな9月号4ページの「人権擁護委員のお知らせ」写真の中で氏名に誤りがありました。このことについて、ご本人並びに関係者の皆様にお詫び申し上げます。

誤 「本間 久子さん」
正 「本間 久代さん」

戸籍の窓口

(8月1日～8月31日届出)



お誕生おめでとう

○東間 なぎさ 凪咲ちゃん (一穂) 松 岡

ご結婚おめでとう

三上 嵩登さん 豊 岡
大久保恵夢さん 乙部町
中島 諒平さん 豊 岡
岩澤 知弥さん 函館市

おくやみ申し上げます

○加藤 繁さん (93歳) 若 松
○赤石千恵子さん (78歳) 徳 島
○植田 唯夫さん (79歳) 北檜山
○坂井 保夫さん (82歳) 北檜山
○稲船 一美さん (92歳) 北檜山
○田中 律子さん (83歳) 豊 岡
○齊藤美保子さん (84歳) 宮 野
○菊池 洋子さん (76歳) 北島歌
○佐藤 弘子さん (81歳) 島 歌
○高田 哲志さん (85歳) 本町1区
○加藤 良子さん (93歳) 本町5区
○紺野 晶子さん (92歳) 本町7区
○岡崎ハツエさん (98歳) 本町10区

ご家族の同意を得た方のみ掲載しています。

人口と世帯

令和4年8月末現在 (前月比)

人口	7,220人	(- 17)
北檜山区	4,344人	(+ 1)
大成区	1,247人	(- 4)
瀬棚区	1,629人	(- 14)
男	3,415人	(- 1)
女	3,805人	(- 16)
世帯	3,985世帯	(- 1)

次回 移動町長室 Move mayor room

10月11日(火) 大成支所

- ◎移動町長室は9:00から11:30までの開設となります。
- ◎当日は区内を巡回して不在のこともありますので、御用の際は事前に予定をお問い合わせください。
- ◎公務の都合上、急に日程を変更する場合がありますのでご理解願います。

戸籍年金係からのお知らせ

保険料の後払い(追納) 制度について

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

また、納付した保険料は社会保険料控除となり所得税・住民税が軽減されます。

1. 追納を行う場合は、申し込みが必要です。

申し込み後、納付書が送付されますので、現金での支払いとなります。(口座振替ならびにクレジット納付はできません)

2. 追納に関する注意事項

①追納ができるのは追納が承認された月の前の10年以内の免除等期間に限られています。

②承認等をされた期間のうち、納付は原則古い期間からとなります。

③保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

なお、今年度中に追納した場合の保険料は、下記の金額となります。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成24年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成25年度の月分	15,190円	11,390円	7,600円	3,800円
平成26年度の月分	15,340円	11,510円	7,670円	3,830円
平成27年度の月分	15,670円	11,750円	7,830円	3,920円
平成28年度の月分	16,330円	12,240円	8,160円	4,080円
平成29年度の月分	16,540円	12,410円	8,260円	4,130円
平成30年度の月分	16,370円	12,270円	8,190円	4,090円
令和元年度の月分	16,430円	12,320円	8,210円	4,100円
令和2年度の月分	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円
令和3年度の月分	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円

※令和2年度、令和3年度については、追納加算額はありません。

国民年金に関するお問い合わせ先

◎函館年金事務所 ☎0138-56-1165
◎本庁 町民児童課 戸籍年金係 ☎0137-84-5113 (直通)
◎瀬棚支所 住民係 ☎0137-87-3311
◎大成支所 住民係 ☎01398-4-5511

マイナンバーカード特設窓口を開設しています。

☆10月の特設窓口☆

- 夜間(毎週木曜日) / 6日、13日、20日、27日 午後7時まで
- 休日(第2・4日曜日) / 9日、23日 午前9時から正午まで
- 場所 / 本庁・瀬棚支所・大成支所



せたな町公式
マスコットキャラクター
セターナちゃん

広報見聞録

3年ぶりの町民芸術鑑賞事業です

「和心ブラザーズ民謡コンサート」

Koho - kenbunroku



8月28日（日）、せたな町ふれあいプラザにおいて、「和心ブラザーズ民謡コンサート」（せたな町民芸術鑑賞事業実行委員会主催）が開催されました。

津軽じょんがら節や北海盆唄のほか、リクエストのあった道南口説きなどを演奏し、来場者は生の民謡を楽しんでいました。また、アンコールでは、せたな和太鼓集団「海神」と合奏し、会場は三味線と力強い太鼓の音に包まれました。

編集後記

●3年ぶりに町民芸術鑑賞事業が行われました。津軽三味線が和楽器の中で一番新しい楽器だと知りました。ついでに津軽三味線と三味線の違いが気になり、調べると奥が深く、ご紹介しきれないので割愛しますが、力強い印象に残るコンサートでした。▼今回のモニターアンケートは子どもの問題についての認識調査です。かなり率直な意見が聞けたのではないかと思います。皆さんの意見はどうでしょうか。考えるきっかけになればうれしいです。▼新型コロナウイルス感染症の第7波といわれ、北海道の新規感染者は少しずつ減っていますが、町内でも身近に感染者が出ています。この間、札幌出張があり、初めて抗原検査をしました。症状はなく、札幌では、消毒液を片手に過ごしたので大丈夫だとは思ったのですが、結果が出るまでの約15分、「陽性だったらどうしよう」とドキドキ。結果は陰性で、ひと安心。テレビで3密は「密〇・密〇・密〇」という問題が出て、間違える人多かったのですが、皆さんはどうでしょう。私は時間がかりました【竹内】

ご利用ください

役場（担当課）への直通電話番号一覧

※通話中の場合は、代表電話（0137-84-5111）へおかけください。

税務課	町民児童課	建設水道課	保健福祉課	教育委員会
0137-84-5112	0137-84-5113	0137-84-5114	0137-84-5984	0137-84-6260